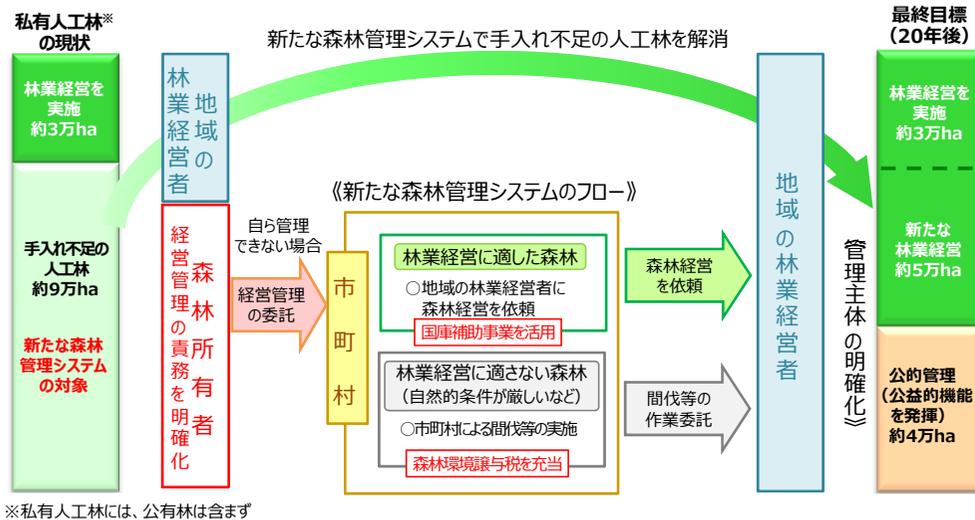


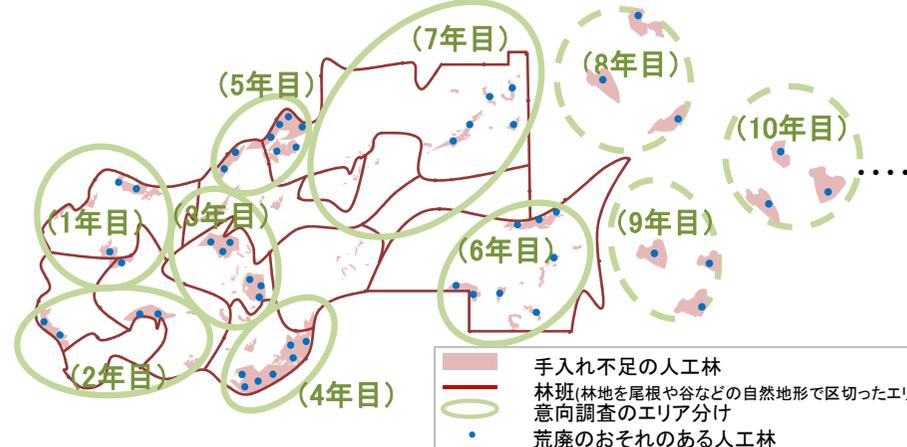
【新たな森林管理システム(森林経営管理制度)の概要】(森林経営管理法施行 H31.4~)

- 森林所有者の経営管理の責務を明確化し、所有者が経営管理できない場合は市町村に委託
- 市町村は林業経営に適した森林は林業経営者に経営を依頼、依頼できない森林は市町村が自ら管理



新たな森林管理システムの進め方のイメージ

- 市町村区域内の手入れ不足の人工林をエリア分けし、順次意向調査*を行って、20年を目途に手入れ不足の人工林を解消していく。
* 森林所有者が自ら経営管理するのか、市町村に委託するのか、の意向を確認する作業
- やまがた緑環境税の対象森林である荒廃のおそれのある人工林も「新たな森林管理システム」で順次解消されていく。



【森林環境税及び森林環境譲与税の概要】(H31.4~)

- 森林環境税及び森林環境譲与税は、新たな森林管理システムが創設されたことに合わせ、平成31年4月から施行
- 森林環境税は令和6年度から課税、森林環境譲与税は令和元年度から市町村・県に譲与(令和5年度までの譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計において借入し、森林環境税の税込収から償還)

交付税及び譲与税配付金特別会計

森林環境譲与税 平成31年度から施行

県 市町村

市町村の支援等

市町村

- 間伐(境界画定、路網整備含む)
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進、普及啓発等

森林環境税 令和6年度から施行

住民税に上乗せして徴収 1人年間1,000円

公益的機能の発揮

- 地球温暖化 災害防止
- 国土保全機能
- 水源かん養機能
- 等

年度	全国への譲与額		本県への譲与額(見込み)	
	譲与額(市町村, 県)	市町村分	山形県分	
R1~R3	200億円(160,40)	約2億2千万円	約5千万円	
R4~R6	300億円(240,60)	約3億3千万円	約8千万円	
R7~R10	400億円(340,60)	約4億6千万円	約8千万円	
R11~R14	500億円(440,60)	約6億円	約8千万円	
R15~	600億円(540,60)	約7億3千万円	約8千万円	

市町村、県ともに基金を設置し、法令に定められた用途に活用

※東日本大震災を教訓とした防災対策のための住民税均等割の税率引き上げが令和5年度まで行われていることを踏まえ、森林環境税は令和6年度から課税開始

新たな森林管理システムと荒廃森林整備の考え方

- やまがた緑環境税では、荒廃森林 約12万ha(平成28年度)のうち、県民生活に影響が大きい保全上重要な森林を優先し、毎年1,160haのペースで森林整備を行っており、完了まで長期間を要する。
- 新たな森林管理システムにより、荒廃のおそれのある人工林が解消されていくこととなるが、20年以上を要する見込み。
⇒新たな森林管理システムが順進に進められても荒廃のおそれのある人工林の解消には長期間を要することから、県民生活に大きな影響を及ぼす恐れのある緊急性の高い保全上重要な森林の整備について、どのように対応するのか整理が必要。

